

神戸国際会議場・神戸国際展示場利用料金無料化事業実施要綱

令和 7 年 4 月 1 日 経済観光局長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、神戸国際会議場及び神戸国際展示場（以下「施設」という。）を使用した、国際会議・展示会（以下「国際会議等」という。）について、施設の利用料金を無料化することにより、MICE の誘致を促進し、神戸経済と産業の活性化を図る事業（以下「本事業」という。）を実施することを目的に、神戸国際会議場条例（昭和 55 年 10 月条例第 35 号）、神戸国際展示場条例（昭和 55 年 10 月条例第 36 号）に定めがあるもののほか、施設の利用料金（以下「施設利用料金」という。）の免除に関して必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)国際会議 国際機関・団体・学会等が主催する会議・学術集会・総会で 3 カ国・地域以上の人の参加があるものをいう。
- (2)展示会 出展者が販売先（企業・団体）との商談を通じて商品の販売につなげたり、正確な商品情報を伝えたりするための企業間取引を行う見本市・展示会をいう。（一般消費者（個人）を対象にしたセール及びフェアを除く。）
- (3)施設 神戸国際会議場及び神戸国際展示場 1 号館、2 号館（駐車場を除く）、3 号館をいう。
- (4)指定管理者 神戸市（以下「市」という。）の指定を受けて、施設の管理、運営を行う者をいう。
- (5)主催者 国際会議等を主催し、施設利用の申請をする者をいう。

(対象の国際会議等)

第 3 条 対象となる国際会議等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国際会議のうち次の項目に掲げる要件をすべて満たすもの
 - ア 主催が国内の非営利団体で参加者数が 5,000 名以上又は主催が海外の非営利団体で参加者数が 200 名以上
 - イ 参加国数が日本を含む 3 カ国・地域以上
 - ウ 海外からの参加者数が 100 名以上
 - エ 開催期間が 3 日以上（準備期間除く）
 - オ 同一内容による国際会議で、本事業による施設利用料金の免除を受けたことがないこと

- (2) 展示会のうち次の項目に掲げる要件に該当するもの

- ア 同一内容による展示会で、本事業による施設利用料金の免除を受けたことがないこと

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる国際会議等は、本事業の対象としない。

- (1) 2025 年度以前に開催するもの
- (2) 申請日の属する年度から起算して 5 年度以上先に開催するもの
- (3) 市から他の助成金等の交付を受けているもの
- (4) 国又は地方公共団体が主催又は共催するもの。ただし、国又は地方公共団体が他団体又は企業と共催又は実行委員会を構成し実施する事業で、国又は地方公共団体からの財政支出を伴わないものを除く。
- (5) 指定管理者が主催又は共催するもの

(6) その他市長が適当でないと認めるもの

(免除対象料金)

第4条 免除の対象となる料金は、主催者等が実施する催事に要する施設利用料金のうち、時間外の利用料金及び附属設備にかかる利用料金を除いた料金とする。

(免除の申請)

第5条 本事業の適用を受けようとする国際会議等の主催者は、国際会議については当該催事を実施しようとする日の1年前までに、展示会については当該催事を実施しようとする日の6月前までに、施設の使用申込書とあわせて次に掲げる書類を指定管理者に提出し免除の申請をしなければならない。

- (1) 「施設利用料金免除申請書」(様式第1号)
- (2) 事業計画書(実施期間・国内・海外参加人数の記載)
- (3) 法人もしくは団体の定款、規約、会則等及び役員名簿
- (4) その他指定管理者が必要と認める書類

(補填の申請)

第6条 指定管理者は、主催者から前条の申請があり、施設利用料金を免除することが適当と判断し、かつ市による施設利用料金相当額の補填が必要と認めるときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 「施設利用料金相当額補填申請書」(様式第2号)
- (2) 主催者から提出された書類の写し
- (3) 施設利用料金を確認できる見積書の写し等

(補填の決定)

第7条 市長は、指定管理者から前条の申請があり、本事業により免除する施設利用料金相当額について、指定管理者に対する補填を決定するときは、指定管理者に決定する旨を通知するものとする。

2 市長は、主催者に対する施設利用料金の免除及び指定管理者に対する施設利用料金相当額の補填が不適当と認めるときは、指定管理者に不適当である旨を通知するものとする。

(免除の決定)

第8条 指定管理者は、前条第1項の通知を受け、主催者に対し施設利用料金の免除を行うときは、主催者に決定する旨を通知するものとする。

2 指定管理者は、前条第2項の通知を受け、主催者に対し施設利用料金の免除を行わないときは、主催者に不適当である旨を通知するものとする。

(催事の変更等)

第9条 主催者は、催事の内容等の変更(軽微な変更を除く)をする場合においては「変更承認申請書」(様式第3号)を、催事を中止し、又は廃止する場合においては「中止(廃止)承認申請書」(様式第4号)を速やかに指定管理者に提出しなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の申請があり、承認することが適当であると認めたときは、その旨を主催者に通知する。
- 3 主催者は、第1項の国際会議等の中止等により、施設使用許可の取消しの申出をするときは、指定管理者が定める利用料金を納付しなければならない。
- 4 第1項の軽微な変更は、催事の目的に変更の無い場合で、免除額の2割以内の変更かつ免除額の増額を伴わないものとする。

(催事の変更にかかる補填承認等)

第10条 指定管理者は、主催者から前条第1項による申請があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 指定管理者は、前条第1項の申請により、利用料金相当額の補填金額を変更する場合には、「補填変更承認申請書」(様式第5号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、前項の申請を受け、本事業により免除する施設利用料金相当額について、指定管理者に対する補填の変更を承認するときは、その旨を指定管理者に通知するものとする。

(実績報告書等の提出)

第11条 主催者は、実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を本事業にかかる催事の終了後、30日以内に指定管理者に提出しなければならない。

- (1)「国際会議等実績報告書」(様式第6号)
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) その他指定管理者が必要と認める書類

(免除額の確定)

第12条 指定管理者は、施設利用料金の免除額の確定を行ったときは、速やかにその旨を主催者に通知するものとする。

(実績報告書等の提出)

第13条 指定管理者は、第11条による主催者からの報告があった場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1)「国際会議等実績報告書(指定管理者用)」(様式第7号)
- (2) 主催者から提出された書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補填額の確定)

第14条 市長は、施設利用料金相当額の補填額の確定を行ったときは、速やかにその旨を指定管理者に通知するものとする。

(補填額の請求)

第15条 指定管理者は、施設利用料金相当額の補填を受けようとするときは、国際会議等が開催された年度内に請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は指定管理者に補填を行うものとする。

(免除の取消し)

第 16 条 指定管理者は、利用料金免除決定の全部又は一部を取消したときは、速やかにその旨を主催者に通知するものとする。

(免除上限額)

第 17 条 本事業による施設利用料金免除の上限額は、各年度の予算の範囲内を限度とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。